

議案第 25 号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 14 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 堀 恵子

(提案説明)

平成 29 年 4 月 1 日付組織改正に伴い、教育委員会事務局組織及び決定対象事案の変更等を行う必要があるため、本案を提出する。

世田谷区教育委員会訓令甲第 号

教育委員会事務局

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月 日

世田谷区教育委員会

第1条中「、教育環境推進担当部長」を削り、「教育政策部長」の次に「、生涯学習部長」を加え、「を含む」を「及び新教育センター整備担当課長を含む」に改める。

第2条及び第3条中「、教育環境推進担当部長」を削り、「教育政策部長」の次に「、生涯学習部長」を加える。

第4条の表教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長の項中「教育環境推進担当部長又は」を削り、「教育政策部長」の次に「又は生涯学習部長」を加え、同表課長の項中「を含む」を「及び新教育センター整備担当課を含む」に改める。

第5条第1項の表教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長の項中「教育環境推進担当部長又は教育政策部長」を「教育政策部長又は生涯学習部長」に、「又は教育政策部長の」を「、教育政策部長又は生涯学習部長の」に改め、同表課長の項及び総括係長又は係長若しくは担当係長の項中「教育環境推進担当部長又は教育政策部長」を「教育政策部長又は生涯学習部長」に改める。

第6条第1項の表、第3項及び第4項中「教育環境推進担当部長又は教育政策部長」を「教育政策部長又は生涯学習部長」に改め、同条第5項中「教育環境推進担当部長若しくは教育政策部長」を「教育政策部長若しくは生涯学習部長」に改め、同項の表委員会及び教育長が決定する事案の項及び教育次長が決定する事案の項中「教育環境推進担当部長又は教育政策部長」を「教育政策部長又は生涯学習部長」に改め、同表教育環境推進担当部長が決定する事案の項中「教育環境推進担当部長」を「教育政策部長」に、「教育政策部長」を「生涯学習部長」に改め、同表教育政策部長が決定する事案の項中「教育政策部長」を「生涯学習部長」に、「教育環境推進担当部長」を「教育政策部長」に改める。

別表1の部中「教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長決定」を「教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長決定」に改め、同部12の項から14の項まで及び21の項中「教育環境推進担当部長及び教育政策部長」を「教育政策部長及び生

涯学習部長」に改め、同部 2 5 の項中「、教育環境推進担当部長」を削り、「教育政策部長」の次に「、生涯学習部長」を加え、同部 2 8 の項中「教育環境推進担当部長決定事案及び」を削り、「教育政策部長決定事案」の次に「及び生涯学習部長決定事案」を加え、同表 2 の部学校健康推進課の款 4 の項中「中学校給食費会計」を「学校給食費会計」に、「給食物資」を「学校給食調理場において使用する給食物資」に改め、同部に次のように加える。

教育環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 区立学校の適正配置等に関すること。 2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。 3 学校教育施設の用地取得に関すること。 4 学校教育施設の建設に関すること。 5 学校教育施設の整備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 区立学校の配置等の計画を策定すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 1 区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。 2 施設台帳を作成すること。 1 学校教育施設の用地取得をすること。 1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。 1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。 	
-------	--	---	--	--	--

別表 3 の部を削り、同表 4 の部生涯学習・地域・学校連携課の款を削り、同部に次のように加え、同部を同表 3 の部とする。

新教育センター整備担当課	<ul style="list-style-type: none"> 1 新教育センターの整備に係る計画に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> 1 新教育センターの整備に係る計画を策定すること。 		
--------------	--	--	---	--	--

別表に次のように加える。

4 生涯学習部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定
生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育事業に関すること。 2 社会教育委員に 	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。 1 諮問事項を決定す 	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。 	

地域 学校 連携 課	関すること。				
	3 青少年委員に関するすること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 調査委託事業等を行うこと。 2 青少年委員に対する指導事項を決定すること。
	4 青少年教育に関するすること。			1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。
	5 成人教育に関するすること。			1 成人教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。
	6 社会教育施設の管理運営に関するすること。		1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。		
	7 郷土資料館に関するすること。		1 郷土資料館運営委員を委嘱すること。		1 郷土資料館運営委員会を開催すること。 2 郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。
	8 社会教育関係団体の支援に関するすること。				1 指導育成及び助言を行うこと。 2 講師派遣を決定すること。
	9 文化の振興に関するすること。			1 文化祭を開催すること。	
	10 福祉教育及び障害者学級に関するすること。			1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。
	11 学校運営協議会の設置に関するすること。	1 学校運営協議会を置く区立学校の指定及び指定の取消しに関するすること。	1 学校運営協議会委員の任免に関すること。		
	12 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関するすること。		1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定すること。	1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。 2 遊び場開放運営委員会の運営の支援を行うこと。	1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。
	13 区内大学等との教育活動に係る連携に関するすること。	1 区内大学等との教育活動に係る特に重要な協定に関するすること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定に関するすること。	1 区内大学等との教育活動に係る協議会を実施すること。	1 区内大学等との教育活動に係る協定等に基づく事業を調整すること。
	14 区立中学校の部活動への支援に関するすること。		1 区立中学校の部活動への支援の基本方針に関するすること。	1 区立中学校の部活動への支援の実施方針に関するすること。	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。
	15 区立小学校のスポーツ教室に関するすること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関するすること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関するすること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。
	16 区立学校施設の利用調整に関するすること。				1 区立学校施設の使用を承認すること。
	17 総合型地域スポーツクラブに関するすること。			1 総合型地域スポーツクラブの支援の実施に関する計画を策定すること。	
	18 文化財保護に関するすること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定す		1 指定文化財の現状変更を許可すること。	1 指定文化財の管理又は修理を勧告する

	<p>1 9 埋蔵文化財に関すること。</p>	<p>ること。 2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。</p>	<p>1 特に重要な発掘調査を行うこと。</p>	<p>2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。 3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。 4 寄贈品を受領すること。 1 重要な発掘調査を行うこと。 2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。</p>	<p>こと。 2 指定文化財の修理の届出を受けること。 3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。 4 指定文化財の現状を調査すること。 5 軽易な諸行事を開催すること。 1 発掘調査を行うこと。 2 事前協議等を指導すること。 3 文化庁長官へ発掘等を届け出ること。</p>
--	-------------------------	--	--------------------------	--	--

別表備考 2 中「教育環境推進担当部長及び」を削り、「教育政策部長」の次に「及び生涯学習部長」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

世田谷区教育委員会事案決定手続規程

新	旧
世田谷区教育委員会事案決定手続規程	世田谷区教育委員会事案決定手続規程
昭和52年7月1日 世教委訓令甲第4号	昭和52年7月1日 世教委訓令甲第4号
(事案決定の原則)	(事案決定の原則)
第1条 世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育次長、教育政策部長、 <u>生涯学習部長</u> 若しくは課長(幼児教育・保育推進担当課長 <u>及び新教育センター整備担当課長を含む</u> 。以下同じ。)が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により総括係長(世田谷区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程(昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)第4条第1項に規定する総括係長をいう。以下同じ。)又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。 一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・62年1号・5号・63年3号・平成元年4号・3年1号・4年1号・10年14号・11年8号・13年1号・15年1号・16年1号・17年16号・19年1号・21年1号・27年2号・28年1号〕	第1条 世田谷区教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育次長、 <u>教育環境推進担当部長</u> 、教育政策部長若しくは課長(幼児教育・保育推進担当課長 <u>を含む</u> 。以下同じ。)が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により総括係長(世田谷区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程(昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)第4条第1項に規定する総括係長をいう。以下同じ。)又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。 一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・62年1号・5号・63年3号・平成元年4号・3年1号・4年1号・10年14号・11年8号・13年1号・15年1号・16年1号・17年16号・19年1号・21年1号・27年2号・28年1号〕
(決定対象事案)	(決定対象事案)
第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育次長、教育政策部長、 <u>生涯学習部長</u> 若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。 一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成10年14号・17年16号・21年1号〕	第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育次長、 <u>教育環境推進担当部長</u> 、教育政策部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。 一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成10年14号・17年16号・21年1号〕
(事案決定権の委譲)	(事案決定権の委譲)
第3条 教育次長、教育政策部長、 <u>生涯学習部長</u> 又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。 追加〔平成元年世教委訓令甲4号〕、一部改正〔平成10年世教委訓令甲14号・17年16号・21年1号〕	第3条 教育次長、 <u>教育環境推進担当部長</u> 、教育政策部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。 追加〔平成元年世教委訓令甲4号〕、一部改正〔平成10年世教委訓令甲14号・17年16号・21年1号〕

第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。

追加〔平成9年世教委訓令甲2号〕

（事案決定の臨時代行）

第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。

教育長	教育次長。ただし、教育次長も不在の場合は、教育政策部長
教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長
課長	課長があらかじめ指定する総括係長（総括係長を指定していない課（幼児教育・保育推進担当課及び新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。）にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・62年1号・5号・63年3号・平成元年4号・3年1号・4年1号・10年14号・11年8号・12年14号・13年1号・15年1号・16年1号・17年16号・19年1号・21年1号・27年2号・28年1号〕

（事案決定の例外措置）

第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。

教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長	第2条の規定により教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長の決定の対象とされた事案	教育長

第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。

追加〔平成9年世教委訓令甲2号〕

（事案決定の臨時代行）

第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。

教育長	教育次長。ただし、教育次長も不在の場合は、教育政策部長
教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）。ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長
課長	課長があらかじめ指定する総括係長（総括係長を指定していない課（幼児教育・保育推進担当課を含む。以下同じ。）にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又は担任の担当係長」という。））

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・62年1号・5号・63年3号・平成元年4号・3年1号・4年1号・10年14号・11年8号・12年14号・13年1号・15年1号・16年1号・17年16号・19年1号・21年1号・27年2号・28年1号〕

（事案決定の例外措置）

第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。

教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長	第2条の規定により教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長の決定の対象とされた事案	教育長

	前条の規定により教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育次長、教育政策部長 又は生涯学習部長
	前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
総括係長又は係長若しくは担当係長	前条の規定により総括係長又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長

	前条の規定により教育次長 又は教育政策部長 の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長
	前条の規定により課長の決定の対象とされた事案	教育長
総括係長又は係長若しくは担当係長	前条の規定により総括係長又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長

2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成元年4号・平成10年14号・11年8号・17年16号・21年1号〕

(事案決定の関与)

第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。

委員会が決定する事案	教育長、教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育長が決定する事案	教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査

2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成元年4号・平成10年14号・11年8号・17年16号・21年1号〕

(事案決定の関与)

第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。

委員会が決定する事案	教育長、教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育長が決定する事案	教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長 、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長 が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査

課長が決定する 事案	主管係長又は担任の担当係長 主管課の文書主任	審議 審査
---------------	---------------------------	----------

- 2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。
- 3 教育次長、**教育政策部長又は生涯学習部長**が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。
- 4 教育次長、**教育政策部長又は生涯学習部長**が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育次長、**教育政策部長若しくは生涯学習部長**又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。

委員会及び教育 長が決定する事 案	教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 、課長、副 参事、係長及び担当係長
教育次長が決定 する事案	教育政策部長又は生涯学習部長 、課長、副参事、係長 及び担当係長
教育政策部長 が 決定する事案	教育次長又は 生涯学習部長 、課長、副参事、係長及び 担当係長
生涯学習部長 が 決定する事案	教育次長又は 教育政策部長 、課長、副参事、係長及び 担当係長
課長が決定する 事案	課長、副参事、係長及び担当係長

- 6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。

全部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号〕、一部改正〔昭和58年世教

課長が決定する 事案	主管係長又は担任の担当係長 主管課の文書主任	審議 審査
---------------	---------------------------	----------

- 2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。
- 3 教育次長、**教育環境推進担当部長又は教育政策部長**が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。
- 4 教育次長、**教育環境推進担当部長又は教育政策部長**が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。
- 5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育次長、**教育環境推進担当部長若しくは教育政策部長**又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。

委員会及び教育 長が決定する事 案	教育次長、 教育環境推進担当部長又は教育政策部長 、 課長、副参事、係長及び担当係長
教育次長が決定 する事案	教育環境推進担当部長又は教育政策部長 、課長、副参 事、係長及び担当係長
教育環境推進担 当部長 が決定す る事案	教育次長又は 教育政策部長 、課長、副参事、係長及び 担当係長
教育政策部長 が 決定する事案	教育次長又は 教育環境推進担当部長 、課長、副参事、 係長及び担当係長
課長が決定する 事案	課長、副参事、係長及び担当係長

- 6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。

全部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号〕、一部改正〔昭和58年世教

委訓令甲5号・平成元年4号・4年1号・7年7号・10年14号・11年8号・13年1号・17年16号・21年1号・22年1号]

委訓令甲5号・平成元年4号・4年1号・7年7号・10年14号・11年8号・13年1号・17年16号・21年1号・22年1号]

第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。

第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。

2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。

2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・平成元年4号〕

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・平成元年4号〕

(事案の決定権者)

(事案の決定権者)

第8条 事案の決定は、世田谷区文書取扱規程(昭和52年3月世田谷区訓令甲第2号。以下「文書取扱規程」という。)第17条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。

第8条 事案の決定は、世田谷区文書取扱規程(昭和52年3月世田谷区訓令甲第2号。以下「文書取扱規程」という。)第17条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、文書取扱規程第17条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び文書取扱規程第17条の2第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、文書取扱規程第17条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び文書取扱規程第17条の2第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。

3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者(以下「起案者」という。)を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。

3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者(以下「起案者」という。)を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。

4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。

5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。

5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・平成元年4号・4年1号・16年1号・17年16号〕

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・平成元年4号・4年1号・16年1号・17年16号〕

(複合的決定事案の処理)

(複合的決定事案の処理)

第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。

第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。

一部改正〔平成元年世教委訓令甲4号・16年1号・17年16号〕

一部改正〔平成元年世教委訓令甲4号・16年1号・17年16号〕

第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。

全部改正〔平成17年世教委訓令甲16号〕

第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。

2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成元年4号・16年1号・17年16号〕

付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号）

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）

第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。

全部改正〔平成17年世教委訓令甲16号〕

第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。

2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。

一部改正〔昭和55年世教委訓令甲5号・58年5号・平成元年4号・16年1号・17年16号〕

付 則（昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号）

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号）

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）

この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月 日世教委訓令甲第 号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1 共通事案

件名	委員会決定	教育長決定	教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長決定	課長決定
1～11 (省略)				
12 告示等に関する こと。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。	1 重要な事項に関する告示等をする事（教育次長、 <u>教育政策部長及び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。）。)	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする事。	1 定例的な事項(教育次長、 <u>教育政策部長及び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。)及び軽易な事項に関する告示等をする事。
13 報告等に関する こと。	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照	1 定例的な事項(教育次長、 <u>教育政策部長及び生涯学習部長</u>

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号）

この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

1 共通事案

件名	委員会決定	教育長決定	教育次長、教育環境推進担当部長又は教育政策部長決定	課長決定
1～11 (省略)				
12 告示等に関する こと。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。	1 重要な事項に関する告示等をする事（教育次長、 <u>教育環境推進担当部長及び教育政策部長</u> 決定事案を除く。）。)	1 定例的で重要な事項に関する告示等をする事。	1 定例的な事項(教育次長、 <u>教育環境推進担当部長及び教育政策部長</u> 決定事案を除く。)及び軽易な事項に関する告示等をする事。
13 報告等に関する こと。	1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照	1 定例的な事項(教育次長、 <u>教育環境推進担当部長及び教育</u>

14 幹部職員の服務に関する こと。	申請、照会、回答、 諮問、通知等をする こと。	照会、回答、諮問、 通知等をする こと（教育次長、 <u>教育政策部長</u> 及 <u>び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。）	会、回答、諮問、 通知等をする こと。	決定事案を除く。）及び 軽易な事項に関する報 告、進達、副申、申請、 照会、回答、諮問、 通知等をする こと。	14 幹部職員の服務 に関する こと。	申請、照会、回答、 諮問、通知等をする こと。	照会、回答、諮問、 通知等をする こと（教育次長、 <u>教育環境推進担当部長</u> 及 <u>び教育政策部長</u> 決定事案を除く。）	会、回答、諮問、 通知等をする こと。	<u>政策部長</u> 決定事案を除く。）及び 軽易な事項に関する報 告、進達、副申、申請、 照会、回答、諮問、 通知等をする こと。
15～20 (省略)		1 教育次長、 <u>教育政策部長</u> 及 <u>び生涯学習部長</u> の出張を命 ずること。	1 課長及びこれと同等の職に ある者(以下この項におい て「課長等」という。)の出 張を命ずること。		2 課長等の休暇を承認し、 又は職務に専念する義務を 免除すること。	2 教育次長、 <u>教育環境推進担 当部長</u> 及 <u>び教育政策部長</u> の 休暇を承認し、又は職務に 専念する義務を免除すること。	2 課長等の休暇を承認し、 又は職務に専念する義務を 免除すること。		
15～20 (省略)									

21 契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関すること。	1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業(以下この項において「請負	1 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	1 変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育次長、 <u>教育政策部長及び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。)。	21 契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関すること。	1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業(以下この項において「請負	1 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	1 変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育次長、 <u>教育環境推進担当部長及び教育政策部長</u> 決定事案を除く。)。
-----------------------------	--	--	--	-----------------------------	--	--	--

22～24 (省略) 25 分担金、 使用料及	事業等」という。)を行うこと。 1 教育次長、教育政	2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育次長、 <u>教育政策部長及び生涯学習部長</u> 決定事案を除く。) 1 条例及び規則に基づ	22～24 (省略) 25 分担金、 使用料及	事業等」という。)を行うこと。 1 教育次長、 <u>教育環</u>	2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。 3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育次長、 <u>教育環境推進担当部長及び教育政策部長</u> 決定事案を除く。) 1 条例及び規則に基づ
----------------------------------	-----------------------------------	--	--	----------------------------------	---	--	--

<p>び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）の免除等に関すること。</p>	<p>26、27 （省略）</p>	<p>28 審査請求に関すること。</p>	<p>1 審査請求の裁決をすること。</p>	<p>2 弁明書を提出すること。</p>	<p>策部長、<u>生涯学習部長</u>及び課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>	<p>る減免等の規定に基づき減免等を行うこと（教育長決定事案を除く。）。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>	<p>く証明に係る手数料の減免を行うこと。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育次長決定事案、教育政策部長決定事案<u>及び生涯学習部長決定事案</u>の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>	<p>び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）の免除等に関すること。</p>	<p>26、27 （省略）</p>	<p>28 審査請求に関すること。</p>	<p>1 審査請求の裁決をすること。</p>	<p>2 弁明書を提出すること。</p>	<p><u>境推進担当部長</u>、教育政策部長及び課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>	<p>る減免等の規定に基づき減免等を行うこと（教育長決定事案を除く。）。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案及び教育長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>	<p>く証明に係る手数料の減免を行うこと。</p>	<p>1 弁明書（委員会決定事案、教育長決定事案並びに教育次長決定事案、<u>教育環境推進担当部長決定事案</u>及び教育政策部長決定事案の処分に係るものを除く。）を提出すること。</p>
--	-----------------------	-----------------------	------------------------	----------------------	--	---	--	--	---------------------------	--	--	-----------------------	-----------------------	------------------------	----------------------	--	---	--	--	---------------------------	--

29 ~ 32
(省略)

2 教育次長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育次長決定	課長決定
教育総務課	(省略)				
学務課	(省略)				
幼児教育・保育推進担当課	(省略)				
学校健康推進課	1 ~ 3 (省略)				
	4 学校給食費会計				1 学校給食調理場

29 ~ 32
(省略)

2 教育次長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育次長決定	課長決定
教育総務課	(省略)				
学務課	(省略)				
幼児教育・保育推進担当課	(省略)				
学校健康推進課	1 ~ 3 (省略)				
	4 中学校給食費会				1 給食物資の供給

	<p>に関する こと。</p> <p>5、6 (省略)</p>			<p><u>において</u> <u>使用する</u> <u>給食物資</u> の供給契 約を締結 すること。</p>		<p><u>計</u>に関す ること。</p> <p>5、6 (省略)</p>		<p>契約を締 結するこ と。</p>
教 育 環 境 課	<p><u>1 区立学 校の適正 配置等に 関すること。</u></p> <p><u>2 区立学 校の施設 に係る実 態調査に 関すること。</u></p> <p><u>3 学校教 育施設の 用地取得 に関する こと。</u></p> <p><u>4 学校教 育施設の 建設に関 すること。</u></p>	<p><u>1 区立学 校の配置 等の計画 を策定す ること。</u></p>		<p><u>1 区立学 校の施設 に係る実 態調査表 等を作成 すること。</u></p> <p><u>2 施設台 帳を作成 すること。</u></p> <p><u>1 学校教 育施設の 用地取得 をすこと。</u></p> <p><u>1 学校教 育施設の 建設計画 に基づく 基本構想 策定及び 建設を行</u></p>		<p><u>(追加)</u></p>		

<u>5 学校教育施設の整備に関すること。</u>			<u>うこと。</u> <u>1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。</u>	
---------------------------	--	--	--	--

(削除)

3 教育環境推進担当部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育環境推進担当部長決定	課長決定
教育環境計画課	<u>1 教育施設に関すること。</u> <u>2 区立学校の適正配置等に関すること。</u>	<u>1 教育施設の総合的な計画を策定すること。</u> <u>2 区立学校の配置等の計画を策定すること。</u>			
教育施設課	<u>1 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。</u>			<u>1 区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。</u>	
	<u>2 学校教育施設の用地取得に関する</u>			<u>2 施設台帳を作成すること。</u> <u>1 学校教育施設の用地取得をするこ</u>	

こと。
3 学校教
育施設の
建設に関
すること。

4 学校教
育施設の
整備に関
すること。

と。
1 学校教
育施設の
建設計画
に基づく
基本構想
策定及び
建設を行
うこと。

1 学校教
育施設の
整備計画
に基づく
改修等を
行うこと。

3 教育政策部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部 長決定	課長決定
学校職員課	(省略)				
教育指導課	(省略)				
教育相談	(省略)				

4 教育政策部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部 長決定	課長決定
学校職員課	(省略)				
教育指導課	(省略)				
教育相談	(省略)				

・特別支援教育課					
	新教育センター整備担当課	1 新教育センターの整備に係る計画に関すること。	1 新教育センターの整備に係る計画を策定すること。		

(削除)

・特別支援教育課					
----------	--	--	--	--	--

(追加)

生涯学習・地域・学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び特に重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	
	2 社会教育委員に関すること。 3 青少年	1 諮問事項を決定すること。	1 青少年	1 青少年	1 調査委

		<u>委員に関すること。</u>	<u>委員を委嘱すること。</u>	<u>委員の研修計画を策定すること。</u>	<u>託事業等を行うこと。</u>
		4 <u>青少年教育に関すること。</u>		1 <u>青少年教育の計画を策定すること。</u>	2 <u>青少年委員に対する指導事項を決定すること。</u>
		5 <u>成人教育に関すること。</u>		1 <u>成人教育の計画を策定すること。</u>	1 <u>学級、講座、研修会等を開催すること。</u>
		6 <u>社会教育施設の管理運営に関すること。</u>	1 <u>社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。</u>		1 <u>学級、講座、研修会等を開催すること。</u>
		7 <u>郷土資料館に関すること。</u>	1 <u>郷土資料館運営委員を委嘱すること。</u>		1 <u>郷土資料館運営委員会を開催すること。</u> 2 <u>郷土資料館の資料の受領及び受託をするこ</u>

		<u>の遊び場 対策及び 区立学校 の遊び場 開放事業 に関する こと。</u>		<u>の遊び場 対策及び 遊び場開 放事業の 基本方針 を策定す ること。</u>	<u>開放運営 委員会の 指導方針 を策定す ること。</u>	<u>開放に係 る研修会 を実施す ること。</u>
					2 <u>遊び場 開放運営 委員会の 運営の支 援を行う こと。</u>	
	13 <u>区内大 学等との 教育活動 に係る連 携に関す ること。</u>	1 <u>区内大 学等との 教育活動 に係る特 に重要な 協定に関 すること。</u>	1 <u>区内大 学等との 教育活動 に係る協 定に関す ること。</u>	1 <u>区内大 学等との 教育活動 に係る協 議会を実 施するこ と。</u>	1 <u>区内大 学等との 教育活動 に係る協 議会を実 施するこ と。</u>	1 <u>協定等 に基づく 事業を調 整するこ と。</u>
	14 <u>区立中 学校の部 活動への 支援に関 すること。</u>		1 <u>区立中 学校の部 活動への 支援の基 本方針に 関すること。 と。</u>	1 <u>区立中 学校の部 活動への 支援の実 施方針に 関すること。 と。</u>	1 <u>区立中 学校の部 活動への 支援を行 うこと。</u>	
	15 <u>区立小 学校のス ポーツ教 室に関す ること。</u>		1 <u>区立小 学校のス ポーツ教 室の基本 方針に関 すること。</u>	1 <u>区立小 学校のス ポーツ教 室の実施 方針に関 すること。</u>	1 <u>区立小 学校のス ポーツ教 室を実施 すること。</u>	

<p>16 区立学校施設の 利用調整 に関する こと。</p>				<p>1 区立学 校施設の 使用を承 認するこ と。</p>
<p>17 文化財 保護に関 すること。</p>	<p>1 文化財 保護審議 会の諮問 事項を決 定するこ と。</p>		<p>1 指定文 化財の現 状変更を 許可する こと。</p>	<p>1 指定文 化財の管 理又は修 理を勧告 すること。</p>
	<p>2 文化財 の区指定 及び指定 の解除を 決定する こと。</p>		<p>2 文化財 を公開し、 又は文化 財の公開 を勧告す ること。</p>	<p>2 指定文 化財の修 理の届出 を受ける こと。</p>
		<p>3 文化財 保護に係 る重要な 行事を開 催するこ と。</p>	<p>3 文化財 保護に係 る重要な 行事を開 催するこ と。</p>	<p>3 指定文 化財の所 在の変更 の届出を 受けるこ と。</p>
		<p>4 寄贈品 を受領す ること。</p>	<p>4 寄贈品 を受領す ること。</p>	<p>4 指定文 化財の現 状を調査 すること。</p>
<p>18 埋蔵文 化財に関 すること。</p>		<p>1 特に重 要な発掘 調査を行</p>	<p>1 重要な 発掘調査 を行うこ</p>	<p>5 軽易な 諸行事を 開催する こと。</p> <p>1 発掘調 査を行う こと。</p>

			<u>うこと。</u>	<u>と。</u> 2 <u>遺跡の 新発見及 び遺跡破 壊の処置 を行うこ と。</u>	2 <u>事前協 議等を指 導するこ と。</u> 3 <u>文化庁 長官へ発 掘等を届 け出るこ と。</u>
--	--	--	-------------	--	---

(追加)

4 生涯学習部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部 長決定	課長決定
生涯学習・ 地域学校 連携課	1 生涯学 習・社会教 育事業に 関すること。	1 生涯学 習・社会教 育事業の 基本的な 方針及び 特に重要 な計画を 策定する こと。	1 生涯学 習・社会教 育事業の 重要な計 画を策定 すること。	1 生涯学 習・社会教 育事業の 実施に係 る計画を 策定する こと。	
	2 社会教 育委員に 関すること。	1 諮問事 項を決定 すること。			
	3 青少年 委員に関 すること。		1 青少年 委員を委 嘱すること。	1 青少年 委員の研 修計画を 策定する こと。	1 調査委 託事業等 を行うこ と。 2 青少年

<p>4 青少年教育に関する<u>こと。</u></p>		<p>1 青少年教育の計画を策定<u>すること。</u></p>	<p>委員に対する指導事項を決定<u>すること。</u> 1 学級、講座、研修会等を開催<u>すること。</u></p>
<p>5 成人教育に関する<u>こと。</u></p>		<p>1 成人教育の計画を策定<u>すること。</u></p>	<p>1 学級、講座、研修会等を開催<u>すること。</u></p>
<p>6 社会教育施設の管理運営に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 社会教育施設の管理運営の基本方針を策定<u>すること。</u></p>		
<p>7 郷土資料館に関する<u>こと。</u></p>	<p>1 郷土資料館運営委員を委嘱する<u>こと。</u></p>		<p>1 郷土資料館運営委員会を開催する<u>こと。</u> 2 郷土資料館の資料の受領及び受託をする<u>こと。</u></p>
<p>8 社会教育関係団体の支援に関する<u>こと。</u></p>			<p>1 指導育成及び助言を行う<u>こと。</u></p>

				2 講師派遣を決定すること。
9 文化の振興に関する <u>こと。</u>			1 文化祭を開催すること。	
10 福祉教育及び障害者学級に関する <u>こと。</u>			1 障害者教育の計画を策定すること。	1 福祉教育に関する講座、研修会等を開催すること。 2 障害者学級を開設すること。 3 障害者学級運営者を委嘱すること。
11 学校運営協議会の設置に関する <u>こと。</u>	1 学校運営協議会を置く区立学校の指定及び指定の取消しに関する <u>こと。</u>	1 学校運営協議会委員の任免に関する <u>こと。</u>		
12 放課後の遊び場対策及び区立学校の遊び場開放事業に関する <u>こと。</u>		1 放課後の遊び場対策及び遊び場開放事業の基本方針を策定す	1 遊び場開放運営委員会の指導方針を策定すること。	1 遊び場開放に係る研修会を実施すること。

			<u>ネットワークの支援の実施に関する計画を策定すること。</u>	
<u>18 文化財保護に関すること。</u>	<u>1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。</u> <u>2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。</u>		<u>1 指定文化財の現状変更を許可すること。</u> <u>2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。</u> <u>3 文化財保護に係る重要な行事を開催すること。</u> <u>4 寄贈品を受領すること。</u>	<u>1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。</u> <u>2 指定文化財の修理の届出を受けること。</u> <u>3 指定文化財の所在の変更の届出を受けること。</u> <u>4 指定文化財の現状を調査すること。</u> <u>5 軽易な諸行事を開催すること。</u>
<u>19 埋蔵文化財に関すること。</u>	<u>1 特に重要な発掘調査を行</u>	<u>1 重要な発掘調査を行うこ</u>	<u>1 発掘調査を行うこ</u>	

			<u>うこと。</u>	<u>と。</u> 2 <u>遺跡の 新発見及 び遺跡破 壊の処置 を行うこ と。</u>	2 <u>事前協 議等を指 導するこ と。</u> 3 <u>文化庁 長官へ発 掘等を届 け出るこ と。</u>
--	--	--	-------------	--	---

備考

- 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。
- 2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。
- 3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。

全部改正〔平成4年世教委訓令甲1号〕、一部改正〔平成4年世教委訓令甲17号・5年1号・7年2号・7号・8年1号・9年2号・4号・6号・10年14号・11年8号・12年14号・13年1号・10号・15年1号・7号・16年1号・17年16号・18年5号・19年1号・20年1号・14号・21年1号・22年1号・23年1号・24年1号・26年1号・4号・27年2号・28年1号・2号〕

備考

- 1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。
- 2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育次長、教育環境推進担当部長及び教育政策部長間の調整を要する事項等をいう。
- 3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。

全部改正〔平成4年世教委訓令甲1号〕、一部改正〔平成4年世教委訓令甲17号・5年1号・7年2号・7号・8年1号・9年2号・4号・6号・10年14号・11年8号・12年14号・13年1号・10号・15年1号・7号・16年1号・17年16号・18年5号・19年1号・20年1号・14号・21年1号・22年1号・23年1号・24年1号・26年1号・4号・27年2号・28年1号・2号〕